

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例施行規則

(庶務)

第1条 地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、産業観光局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。